



日新運輸倉庫(香港)有限公司
NISSIN TRANSPORTATION & WAREHOUSING (H.K.) LTD.

13/F., China Insurance Building, No. 48 Cameron Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
Tel: 2520-1560 Fax: 2865-4736
Website: <http://www.nissinhkld.com.hk>

OCEAN FREIGHT DEPT.
TEL: 2520-1636
FAX: 2865-5155

2013年12月24日

お客様各位

日新運輸倉庫(香港)有限公司

日本向け海上コンテナ貨物に関する
出港前報告制度(AFR:Advance Filing Rule)のご案内

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より日新グループの海上輸送サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2014年3月1日より出港前報告制度(通称:AFR)が施行されることとなりました。

本制度はテロ行為等防止の為、本邦向け船積み前に日本の税関に対する貨物情報報告を義務付けるものであり、制度概要につきましては、以下の通りとなります。

記

※制度概要※

- ・報告対象： 同年3月11日(日本時間零時)以降に最終船積み港を出港する本邦向け海上コンテナ貨物
 - ※ 本邦を経由して第三国に向かうコンテナ貨物を含む
 - ※ 在来貨物は報告対象外
- ・報告期限： 本邦到着本船が最終積込み港を出港する24時間前まで
- ・報告義務者： 運送人(船会社・フォワーダー)
 - ※ 実運送人(船会社)と第1 House BLの契約運送人(フォワーダー)
 - ※ 第2 House BL以降(いわゆる Co-loader)の契約運送人は報告義務無し
- ・報告手段： 日本の税関システム(NACCS)への電子申請

※ご注意いただきたい点※

- ・報告漏れや虚偽の報告などについて、運送人に対して罰金等が課せられることがあります。また、罰則緩和措置期間はありません。
- ・日本の税関はリスク判定に基づき、船積不許可あるいは荷揚不許可の支持をすることがあります。
- ・中継港における本船積み替え(いわゆるトランシップ)の場合は、中継港が最終積込み港となります。
- ・実運送人は契約運送人の発行した House B/L の情報につき代行報告をすることができません。

※荷送人 (Shipper) 様への影響※

- ・船会社および混載業者の締め切りが現行よりも1～3日程度前倒しになると想定されます。
- ・船会社等より AFR 報告にかかる費用を別途徴収される可能性があります。
- ・荷送人様／荷受人様について、下記情報を漏れなく運送人に報告いただく必要があります。

内容：正式な会社名／住所／郵便番号／電話番号

※税関発給コードをお持ちの場合は、これをもって上記に代えることができます。

- ・正確かつ具体的な商品名および HS-CODE を運送人に報告いただく必要があります。

※良い商品名の例：MOTORCYCLE PARTS

※悪い商品名の例：PARTS

※HS-CODE は仕出国における輸出通関のもので良い。

- ・税関によるスムーズなリスク判定のため、商品名は英語表記でお願いします。

※荷受人 (Consignee) 様への影響※

- ・FCL 貨物／LCL 貨物とも、従来よりも輸送機関が長くなると想定されます。
- ・中継港における積み替え所用日数が、従来よりも長くなる可能性があります。
- ・船会社等より AFR 報告にかかる費用を別途徴収される可能性があります。
- ・本制度導入に伴う輸入通関申告にかかる諸手続きの変更はない模様です。

追加情報等分かり次第、改めてご案内申し上げます。

なお、本制度詳細につきましては、下記リンクより税関ホームページをご参照下さい。

http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm

以上